

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における
「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について
(規模別協力金等)

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(以下「臨時交付金」という。)の協力要請推進枠における、対象者の売上高又は売上高減少額に応じた飲食店向けの規模別協力金(以下「規模別協力金」という。)の要件等につき、以下のとおり定めましたので、お知らせします。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いいたします。

記

○ 規模別協力金における参照月等の取扱いについて

令和3年4月23日付事務連絡別紙1「規模別協力金の実施要領」において、前年又は前々年の時短要請月(期間)と同月(期間)(以下「参照月等」という。)の営業時間短縮要請等の対象となる1日当たりの飲食業の売上高(消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。)(以下「飲食業売上高」という。)をもとに支給単価を算定することとしているところです。

この点について、令和4年2月21日以降に都道府県が新たに行う営業時間短縮要請等については、協力金支給単価の算定の際に、申請者の選択により、前々々年の時短要請月(期間)と同月(期間)の飲食業売上高を参照できることとします。これに伴い、参照月等の定義を以下のとおり変更いたします。

参照月等

前年、前々年又は前々々年の時短要請月(期間)と同月(期間)

【照会先】

(1) 規模別協力金等について

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

企画調整担当 高橋・徳永・武田・岡田・矢部

西中・寺井・鈴木・鈴木

直通 03(6257)3086

(2) 臨時交付金全般について

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 畑・中山・上坂・大矢・須田・福田

直通 03(5501)1752